



福岡県医発第580号(地)
平成21年 6月17日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等の社会福祉施設等に係る
新型インフルエンザ対策への活用等について

さて、本年5月22日付福岡県医発第420号(地)にて「「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」の一部改定について」にてお知らせいたしました通り、新型インフルエンザの感染拡大を防止するため、行政からの要請により、保育施設、短期入所、通所施設等が臨時休業になった場合につきましては、訪問系サービス事業者等が代替サービスを提供し、必要な介護サービスを確保することが、新型インフルエンザ対策本部「基本的対処方針Q&A」にて示されているところであります。

今般、上記臨時休業の要請によって生じる特別な損失につきましては、平成21年度補正予算に計上された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の対象となることとなり、本年6月9日付、厚生労働省より、都道府県行政等宛てに事務連絡が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

本交付金は、行政による臨時休業の要請によって休業した通所リハビリテーション事業、短期入所療養介護事業等に係る補償、また、それら事業を休業し、訪問系サービスで代替した際、その差額の補償についても含まれているものであります。なお、本交付金の支払いに関する詳細につきましては、各自治体にご確認ください。

併せまして、新型インフルエンザ発生に伴い、介護予防通所介護事業所が臨時休業の要請を受け、臨時休業を行った場合における介護報酬の算定に関して、生じうる疑義及びその回答についてとりまとめられております「新型インフルエンザの発生に伴う介護予防通所介護事業所等の休業期間中の介護報酬の算定等に関するQ&A」が本年6月8日付、厚生労働省より事務連絡として発出されております。

つきましては、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当・地域保健担当理事	名取一幸
介護保険副担当・医業経営担当理事	廣瀬真恵
地域保健副担当理事	毛利康茂
会長	丸山 泉

(介 22) 事務連絡

平成 21 年 6 月 10 日

都道府県医師会 事務局

介護保険担当課 御中

日本医師会 介護保険課

「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等の社会福祉施設等に係る
新型インフルエンザ対策への活用等について

平素は、介護保険制度の運営に多大なご協力を賜り有難うございます。

さて、本年 5 月 25 日付（介 18）「「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」の一部改定について」の送付について」にてお知らせいたしました通り、新型インフルエンザの感染拡大を防止するため、行政からの要請により、保育施設、短期入所、通所施設等が臨時休業になった場合につきましては、訪問系サービス事業者等が代替サービスを提供し、必要な介護サービスを確保することが、新型インフルエンザ対策本部「基本的対処方針 Q & A」にて示されているところであります。

今般、上記臨時休業の要請によって生じる特別な損失につきましては、平成 21 年度補正予算に計上された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の対象となることとなり、本年 6 月 9 日付、厚生労働省より、都道府県行政等宛てに事務連絡が発出されました。

本交付金は、行政による臨時休業の要請によって休業した通所リハビリテーション事業、短期入所療養介護事業等に係る補償、また、それら事業を休業し、訪問系サービスで代替した際、その差額の補償についても含まれているものであります。なお、本交付金の支払いに関する詳細につきましては、各自治体にご確認ください。

併せまして、新型インフルエンザ発生に伴い、介護予防通所介護事業所が臨時休業の要請を受け、臨時休業を行った場合における介護報酬の算定に関して、生じうる疑義及びその回答についてとりまとめられております「新型インフルエンザの発生に伴う介護予防通所介護事業所等の休業期間中の介護報酬の算定等に関する Q & A」が本年 6 月 8 日付、厚生労働省より事務連絡として発出されております。

つきましては、当該資料をお送りいたしますので、周知方ご高配の程宜しくお願い申し上げます。



(添付資料)

- ・「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等の社会福祉施設等に係る

新型インフルエンザ対策への活用について

(平 21. 6. 9 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局
障害保健福祉部企画課、老健局総務課)

- ・「新型インフルエンザの発生に伴う介護予防通所介護事業所等の休業期間中の介護報酬の
算定等に関するQ&A」

(平 21. 6. 8 厚生労働省老健局老人保健課)

以上



事 務 連 絡
平成 21 年 6 月 9 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等の社会福祉
施設等に係る新型インフルエンザ対策への活用について

平成 21 年度補正予算(第 1 号)に計上された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(内閣府所管)」については、新型インフルエンザ対策への対応に関する地方単独事業にも活用することが可能であります。

これまでに各地方自治体から寄せられている社会福祉施設等に係る新型インフルエンザ対策への財政的支援要望の中には本交付金で対応できるものが多いと考えておりますので、お知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村(指定都市・中核市除く)に本交付金の周知をお願いします。

1 地域活性化・経済危機対策臨時交付金について

(1) 本交付金は、「経済危機対策」(平成 21 年 4 月 10 日 政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)(注 1)において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化対策、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成 21 年度補正予算において創設されたところです。

(注 1) (<http://www.kantei.go.jp/jp/asophoto/2009/04/090410kikitaisaku.pdf>)

(2) 平成 21 年 4 月 28 日付け内閣府地域活性化推進担当室より各地方公共団体に示された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金活用事例集」(注 2)が示され「経済危機対策の中の「Ⅲ「安心と活力」の実現 2. 安全・安心確保等」の事例として安全・安心の実現の中の事例として「11 新型インフルエンザ対策事業」が示されたところであります。

(注 2) (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/siryou/pdf/090428jireisyu.pdf>)

(3) 本交付金に係る実施計画の提出期限等については、既に内閣府からの通知のとおり、第一次提出の期限は 6 月 30 日であり、また、実施計画は、最終提出後の変更は認められないと聞いておりますので、現時点で管内における患者が未発生の地方公共団体におかれましても今後の新型インフルエンザ対策に対応できるよう検討をいただきたいと思います。

(4) 当省に寄せられている財政的要望について、本交付金の交付対象経費として算定可能かどうか別紙 2 のとおりまとめましたので参考にして下さい。

なお、事業に係る各種経費のうち、本交付の対象外となる経費は、常勤職員の人件費(事業実施に伴い雇い上げが必要となる非常勤職員等は除く)、用地費、貸付金・保証金等と聞いております。

2. 独立行政法人 福祉医療機構による融資について

新型インフルエンザの感染拡大を防止するため、保育施設、短期入所、通所施設等の臨時休業の要請が長期化すること等によって資金繰り等に問題が生ずる場合は、独立行政法人 福祉医療機構による経営資金貸付事業を活用することができるので各事業所にも周知をお願いします。(一部事業や事業主体により対象とならない場合もあるので詳しくは福祉医療機構にお問い合わせ下さい。)

別 紙 2

1. 本交付金は、「経済危機対策」として「地域経済活性化」につながるものであることから新型インフルエンザ対策についても同様の趣旨を踏まえ実施計画を作成すること。
2. 算定対象経費となり得るものの例示
 - ・ 新型インフルエンザの感染拡大を防止するため、保育施設、短期入所、通所施設等の臨時休業の要請によって生じる特別な損失の支援
 - ・ 新型インフルエンザ対策のための社会福祉施設等におけるマスク、防護具、消毒液等の経費
 - ・ 保育施設の閉所に伴う保育料の支援
 - ・ 放課後児童健全育成事業の休止に伴う利用料の支援

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆円

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室) ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定

※財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行う。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

○地方単独事業

○国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

5 事業例

●地球温暖化対策

公立高等学校のエコ化(太陽光発電導入等)・耐震化・ICT化(電子黒板等)の一体的実施、地方公共団体の庁舎等のゼロエミッション化(産業技術実用化開発事業費補助金)、次世代自動車の普及促進、小売店舗の低炭素化の推進、内航海運・フェリーや離島航路の維持・改善のための支援、環境計測機器の更新 等

●少子高齢化社会への対応

保育所の整備等による保育サービス等の充実(子育て支援対策臨時交付金)、準要保護児童生徒に対する就学援助、幼稚園就園の保育料等の軽減、不妊治療に要する費用の助成(母子保健衛生費補助金)、介護施設の緊急整備、中心市街地の空き店舗を活用したコミュニティ交流スペースの整備、高齢者巡回訪問事業 等

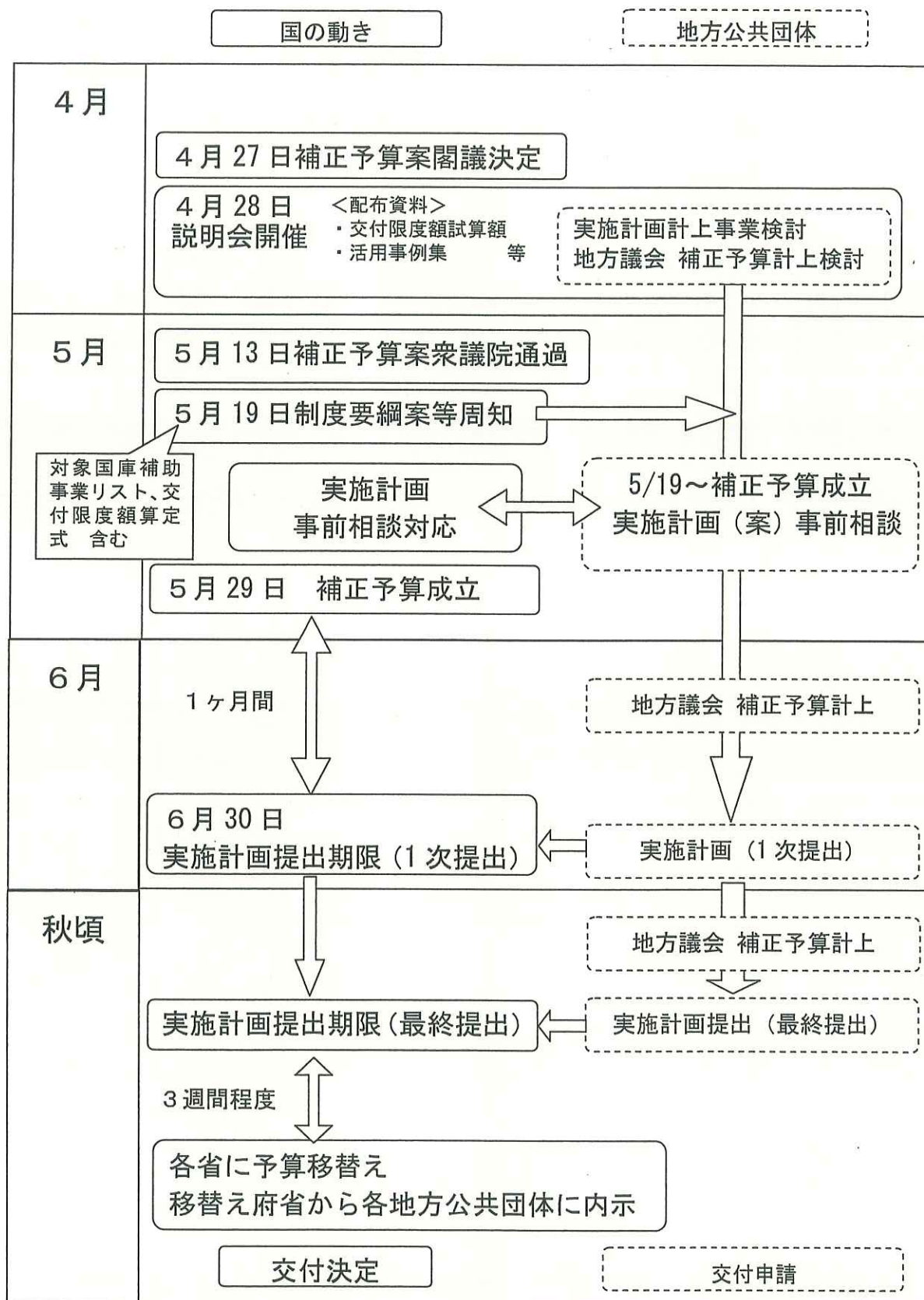
●安全・安心の実現

消防防災設備・防犯資機材・警察施設等の整備、新型インフルエンザ対策、高度な放射線治療機器整備等事業、公共施設のガス消費機器や照明器具等の点検・交換、鉄道駅のバリアフリー化の推進(交通施設バリアフリー化設備整備費補助金)、地域公共交通の活性化・再生、DV被害者への定額給付金相当額の支給、農地や用排水路の整備(農地等整備・保全推進事業補助金)及び農道等の農業用施設改修 等

●その他

公共施設のデジタル化改修等整備、ICTの導入・利活用(地域ICT利活用推進交付金)、学校におけるデジタルテレビ及びコンピュータ等の整備(学校情報通信技術環境整備事業補助金)、共通地図等の電子化・共用化事業、文化財の防災・防犯対策事業(国宝重要文化財保存整備費補助金)、学校教材・図書の整備、観光交流の促進のための施設整備・事業実施、耕作放棄地解消事業 等

地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る
執行スケジュール（イメージ）





事 務 連 絡

平成21年6月8日

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御中

各介護保険関係団体

厚生労働省老健局老人保健課

「新型インフルエンザの発生に伴う介護予防通所介護事業所等の休業期間中の介護報酬の算定等に関する Q&A」の送付について

今般の新型インフルエンザの発生に伴う社会福祉施設等の対応については、平成 21 年5月 22 日付け事務連絡「「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」の一部改定について」（厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）等を発出しているところですが、新型インフルエンザの発生に伴い、介護予防通所介護事業所等が臨時休業の要請を受け、臨時休業を行った場合における介護報酬の算定に関して、生じうる疑義及びその回答についてまとめた「新型インフルエンザの発生に伴う介護予防通所介護事業所等の休業期間中の介護報酬の算定に関する Q&A」を発出いたしますので、よろしくご査収ください。

新型インフルエンザの発生に伴う介護予防通所介護事業所等の休業期間中の介護予防サービス費の算定等に関する Q&A

問 1 新型インフルエンザの発生に伴い、介護予防通所介護事業所等が休業を行った場合、月額報酬となっている介護予防通所介護費等は休業期間分を日割りするのか。

(答)

事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取り扱いとして、日割り計算を行う。

問 2 通所・短期入所サービスの休業に伴い、訪問介護事業者等が代替サービスを提供することを要請されているが、計画上すでに介護予防訪問介護を提供することとなっていた介護予防訪問介護事業所が、利用者に代替サービスとして当初の計画を上回って介護予防訪問介護を提供した分について、月額報酬に上乗せして請求をすることが可能か。

(答)

- 1 介護予防サービスの基本サービス費は月単位の定額報酬として設定されており、ある月におけるサービス提供回数に関わらず、基本サービス費については基本的には常に同じ単位数が算定されるため、月途中で提供回数が増えたとしても、計画を上回って提供したサービスに対し、基本サービス費に単位数を上乗せすることはできない。
- 2 また、平成 18 年 4 月改定関係 Q&A (Vol. 2) 問 5 において、利用者の状況の変化に応じて、月途中でサービス提供回数を適宜変更した場合であっても、報酬区分については、定額報酬の性格上、月途中で変更する必要はないとされている。

問 3 介護予防通所介護事業所等が休業を行ったときの代替サービスとして、新規に介護予防訪問介護を受けた場合は、日割りにより計算を行うことはできないのか。

(答)

介護予防訪問介護の基本サービス費を日割りにより算定する。

問 4 代替サービスの利用により支給限度額を超える場合等、利用者負担が増大した利用者に対して、例えば支給限度額を超えた分の利用料を割り引くなどの措置を行うことは可能か

(答)

介護給付費の割引の取扱いについては、「指定居宅サービス事業者等による介護給付費等の割引の取扱いについて」(平成 11 年老企第 39 号)においてお示ししているとおりである。

【参考】

- 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成 11 年老企第 39 号) 2
- ② 「同じような時間帯に利用者希望が集中するため効率よく訪問できない」などの指摘を踏まえ、例えば訪問入浴介護事業所が昼間の閑散期に割引を実施するなどで、ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定することが出来ることとする。具体的な設定方法は以下のとおりとする。
 - イ サービス提供の時間帯による複数の割引率の設定(午後 2 時から午後 4 時までなど)
 - ロ 曜日による複数の割引率の設定(日曜日など)
 - ハ 暦日による複数の割引率の設定(1 月 1 日など)
- ③ 割引の実施に当たっては、以下に掲げる要件を満たす必要があること。
 - イ 当該割引が合理的であること
 - ロ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり、利用者のニーズに応じた選択を不当に歪めたりするものではないこと
 - ハ 居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所における給付管理を過度に複雑にしないこと